

市内の公益活動を応援するため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 「市民公益活動緊急支援助成金」を交付します！

市民の暮らしを支える地域の居場所づくりや高齢者の見守り、子ども食堂や親子サポートなど、公益性の高い活動を支援するため、活動の継続と今後の回復期を見据えた事業展開を支援する助成金を交付します。先駆的に市民協働を推進してきた横浜市ならではの支援メニューになっています。

また、市民協働推進センターにコーディネーターを配置し、申請団体等の取組へのサポートを行います。

A

助成金額 = 最大 **30** 万円

対象事業

新型コロナウイルス感染予防対策や回復に向けて
新たな展開を図る事業

(対象事業例) オンラインによるコミュニケーションツールの導入、
衛生管理対策の充実、活動の展開のための専門家からのサポート等

事業
実施期間

令和2年4月1日(水)～令和2年12月31日(木)
の間に実施した事業 (令和2年4月1日から令和2年12月31日までの
領収書が発行されている経費が対象)

対象団体

市内で横浜市民への非営利の公益活動を行う団体
(例：NPO 法人・任意団体等)
ただし、令和元年度の事業報告書等が提出できる団体

B

助成金額 = 支援1団体につき 最大 **20** 万円 最大5団体分まで

対象事業

中間支援組織※が行う他の団体への支援

(※他の公益活動団体の活動支援やコーディネートを行う団体)

(対象事業例) ICT導入支援、web会議等によるネットワークづく
りへの支援、新たな活動展開に向けたサポート等

事業
実施期間

令和2年4月1日(水)～令和2年12月31日(木)
の間に実施した事業 (令和2年4月1日から令和2年12月31日までの
領収書が発行されている経費が対象)

対象団体

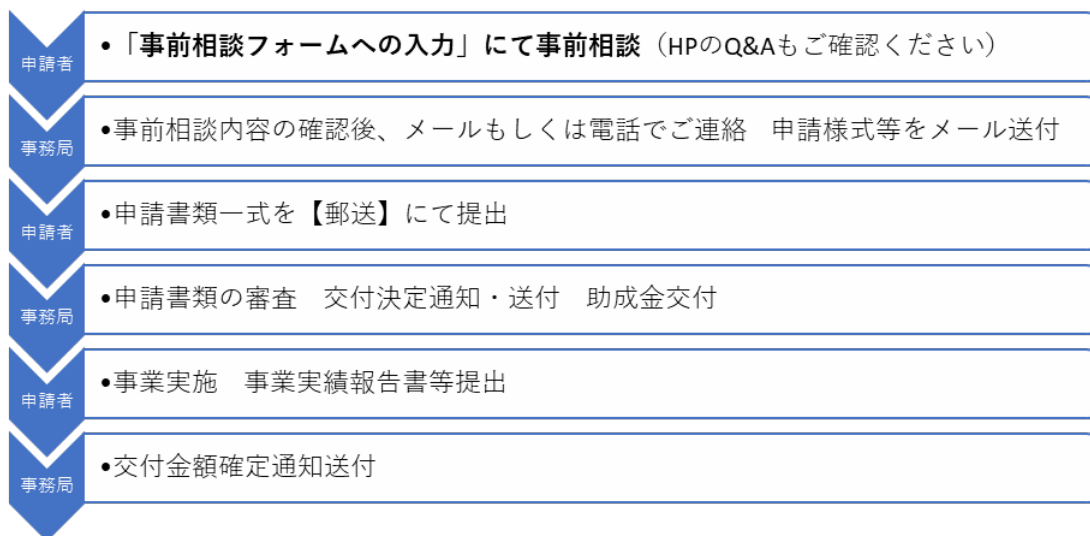
市内で横浜市民への非営利の公益活動を行う団体に
向けた支援を行う中間支援組織 (例：NPO 法人等の公益法人)

全国初！

助成率 = (A)(B) 共に 対象事業 経費の **90** %

裏面あり

助成までの流れ



本助成制度について

募集要項等詳細は、下記 URL もしくは QR コードより
市民協働推進センターHPにてご確認ください。

<https://kyodo-c.city.yokohama.lg.jp/news/kinkyujosei/>



事前相談の受付

（上記ページよりフォームへ入力）

受付中（7月22日（水）まで）

申請の受付

令和2年7月8日（水）～8月7日（金）

※予算上限に達した時点で受付を終了します。

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のために、対面での申請相談は行っておりません。事前相談はフォームへの入力をお願いします。
- 事業終了後、報告書等を提出していただきます。提出がない場合は助成金を返還いただきます。
- 確定額が交付決定額を下回った場合の差額は返還いただきます。
- 国、他自治体、本市の他の助成金・委託・指定管理料等を充当している経費は対象外となります。
- 本助成金はA、Bを通じて1団体1申請に限ります。

お問合せ先

（記者発表内容全般について）	市民局市民協働推進課長 松岡 文和	Tel 045-671-4735
（申請団体へのサポートについて）	横浜市市民協働推進センター責任者 関尾 潤	Tel 045-671-4732